

質問番号	11 - 1
------	--------

平成28年第2回定例会

答弁資料（一般質問）

一問一答方式

質問者 中西 智子 議員

質問要旨

1. 萱野南図書館の移転問題について

①移転構想について

②図書館事業について

③移転先として検討されている複合施設について

答弁者 子ども未来創造局 担当部長

(生涯学習担当)

1. 萱野南図書館の移転問題について

- ①ー1 萱野南図書館の移転構想は、いつのタイミングで、どこから、どのように提案があり、具体的には市ではどのように検討され、また大阪大学と協議されてきたのでしょうか？
その経過と検討・協議の概要をお示しく下さい。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

萱野南図書館の移転構想の経過と検討・協議の概要についてですが、平成27年2月の市議会定例会の代表質問において、萱野南図書館の利用者数とその施設規模からみて少ないこと、また、その理由は立地の悪さにあり、(仮称)箕面船場駅周辺への移転を検討してはどうかとのご提案をいただきました。

市といたしましては、萱野南図書館は市民だけでなく、市内に在学在職の方も利用される施設であり、市内外からのアクセス性が高く交通結節点となる駅周辺に配置ができれば、通勤通学時や買い物のついでなど利用がよりしやすくなることから、ご提案の(仮称)箕面船場駅周辺への移転は有力な選択肢だと考える旨、ご答弁いたしました。

その後、議会においては9月議会における賛成討論のな

かでも萱野南図書館の移転についてご要望を賜ったほか、12月議会においては船場のまちづくりの検討状況をご説明する答弁のなかで、萱野南図書館に関する検討経緯をご説明したところです。

次に、大阪大学との協議についてですが、平成27年6月、大阪大学箕面キャンパスの移転に関して覚書を交換後、キャンパス移転にかかる諸課題について大阪大学と協議する中で、大阪大学の大学図書館と、近隣の萱野南図書館が競合するため、新駅駅前萱野南図書館を移転し、大阪大学の蔵書60万冊を受け入れ、市立図書館に大学図書館が融合した新たな市立図書館を整備するというプランを検討いたしました。検討メンバーとしては、大阪大学と市の船場のまちづくり全体を検討する部局の職員に加え、図書館の管理運営を担う現場の職員も入り検討を進めてきたところです。

以上でございます。

①ー２今後のスケジュールと市が大切にしたい、こだわりたい
と考えている点は何でしょうか

<答弁>

今後のスケジュールと市が大切にしたい点についてご
答弁いたします。

施設の内容、規模については、今秋を目途にモデルプラ
ンの検討を重ね、整備手法について決定していく考えです。

なお、市立図書館として整備することから、リニューア
ル後の中央図書館のように、子ども連れの利用者も、静か
に読書を楽しみたい利用者も、お互いが心地よく利用でき
ることを基本とし、さらに、そこへ大学図書館としての機
能が附加された新たな図書館として検討していく考えで
す。

以上でございます。

①－３ 国立大学の附属図書館の整備について、箕面市が土地の確保と建設費を負担するのか、また、現大阪大学・箕面キャンパスの土地と、今回の駅前移転の土地を箕面市が提供することについては等価交換であると考えてよいのでしょうか。

<答弁>

土地の確保と建設費の負担についてご答弁いたします。

駅前に整備する図書館は国立大学の附属図書館ではなく、あくまで市立の図書館であり、当然、本市が用地を確保し、建設・整備いたします。

また、大阪大学の現キャンパスの用地と新キャンパスの用地については、正式合意書において、市が大阪大学の新キャンパス用地を取得、現キャンパスと等価交換します。

以上でございます。

①－４具体的に移転を求める声はどの程度あり、把握をされたのでしょうか。

また、利用者の中には移転に対してさまざまな要望があると思いますが、この際、きちんと利用者ニーズを調査していただきたいのですが、いかがでしょうか。

<答弁>

移転についての市民ニーズの把握と調査についてご答弁します。

萱野南図書館については、図書館の場所が奥まっているため、わかりづらい、駐車スペースが狭い、坂が多く徒歩による来館がしにくいなど、総じて利用しにくいといったご意見を日常的にいただいています。

移転に伴う市民の声の把握については、図書館窓口や意見箱の設置、更にはインターネット等により、日常的な声をキャッチしているところですが、今のところ、移転反対の声は伺っておりません。

なお、船場西の連合自治会に対し、平成28年1月以降、4回、鉄道延伸とともに、まちづくりについて出張説明会を開催させていただき、延べ183名の方にご参加いただいています。萱野図書館移転についての反対意見はお聞きしておりません。

以上でございます。

②- 1 一般図書館と国立大学附属図書館の基本的機能としての違いについて、市はどのように認識されているのでしょうか。

大阪大学の附属図書館は、現在でも市民の利用が可能ですが、いくつかの制約もあります。このたび検討されている船場東に萱野南図書館が移転した場合は、現在の萱野南図書館における公立の一般図書館としての機能が、維持されて市民サービスが絶対に低下しないことが担保されると考えてよいでしょうか。

<答弁>

一般図書館と国立大学附属図書館の基本的機能の違いについて、ご答弁いたします。

市立図書館は社会教育法に基づく社会教育機関であり、国立大学附属図書館は学校教育法に基づく教育研究のための施設で、収集する資料は設置目的に応じて異なりますが、資料を整理して利用者に提供するという基本的な機能は変わりません。

なお、先ほどもご答弁しましたとおり、駅前に整備する図書館は国立大学の附属図書館ではなく、市立図書館であり、当然、市立図書館として十分な市民サービスを提供し、かつ、大学図書館機能の付加価値も備わった新

たな図書館として整備する考えです。

以上でございます。

②－２現在の国立附属図書館の現状と課題、方向性について
（財政難と市場化テスト等）の市の認識はいかがでしょうか。

<答弁>

現在の国立附属図書館の現状と課題、方向性と市の認識について、ご答弁します。

一般論としての国立附属図書館の現状と課題、方向性については、現時点で把握していません。今後、運営方法等、具体の検討を行っていく中で課題の洗い出しを行っていきます。以上でございます。

③－１「文化交流施設」とは法的にどのように位置づけられる施設をさしているのでしょうか？４月１９日の第一回図書館協議会資料として示された中には「学生や留学生と市民との交流による『生涯学習の拠点』になります」とあります。なので、社会教育施設と考えられるのですが、いかがでしょうか？

<答弁>

「文化交流施設」の法的位置づけについて、ご答弁します。

「文化交流施設」は、地方自治法第２４４条の２に基づく公の施設として、条例で定めるものです。

施設の整備内容等については、今後検討を行ってまいります。

以上でございます。

③ー２「文化交流施設」の管理運営を大阪大学が無償でおこなう、とのことですが、これは「利用料金制」と考えてよいでしょうか？

<答弁>

文化交流施設が「利用料金制」かどうかについて、ご答弁します。

文化交流施設等の維持管理・運営については、指定管理者制度によって大阪大学が行う方針で、その詳細は今後両者で詳細に協議を進めていきます。

以上でございます。